

【件名】

公衆喫煙所整備に関する考え方について

【要旨】

（仮称）中野区受動喫煙防止対策条例の検討に伴い、区の公衆喫煙所整備に関する考え方について、以下のとおりまとめたので報告する。

1 公衆喫煙所設置の背景と必要性

区では「中野区吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙の防止等に関する条例」を定め、喫煙所整備など、喫煙に係る環境整備に努めてきた。また、改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の施行に伴い、受動喫煙を防止する観点から令和3年1月より、公園の分煙・禁煙化をおこなっている。

今般、（仮称）中野区受動喫煙防止対策条例において、区内公共の場所全面での喫煙禁止を検討している。誰もが快適に過ごせるまちづくりを実現するためには、公共の場所における喫煙を禁止するとともに、適切な喫煙場所の整備を進めることが重要である。

2 区が設置している公衆喫煙所

（1）中野駅周辺地区

- ・中野駅北口東西連絡路下喫煙所
- ・中野駅北口加熱式たばこ専用喫煙所
- ・中野四季の森公園管理棟前トレーラーハウス型喫煙所

（2）区内分煙化実施公園

- ・新井薬師公園、中野上高田公園、哲学堂公園、平和の森公園、江古田の森公園、白鷺せせらぎ公園

3 今後の公衆喫煙所整備に関する考え方

（1）区が設置する公衆喫煙所

- ・区が設置する公衆喫煙所は、原則、受動喫煙防止に効果が高い閉鎖型の喫煙所とする。ただし、公共の場所から十分な距離が取れる場合には、開放型の喫煙所を設置できるものとする。
- ・現在、区が設置している公衆喫煙所は、新条例施行後も区の指定喫煙場所として継続して運営する。ただし、分煙化実施公園内の喫煙所のうち、園内の通路や休憩場所、遊具等及び隣接する道路等から十分な距離が取れていな

い喫煙所については、閉鎖型に改修し、改修が終わるまでの間、当該喫煙所は一時休止する。

- ・ 今後、区が新たに公衆喫煙所を設置する場所は、中野駅周辺地区のみとする。

(2) 公衆喫煙所設置費等助成制度

- ・ 公衆喫煙所設置費等助成制度を設け、設置及び維持管理に係る費用の一部を区が助成することにより、民間事業者等による公衆喫煙所の整備を推進する。
- ・ 区内鉄道各駅周辺は、人通りが多く、受動喫煙が発生するリスクが特に高いことから、公衆喫煙所の重点整備地区として、助成制度における助成率を高く設定する。

4 公衆喫煙所設置費等助成事業（案）について

(1) 目的

公衆喫煙所の設置等に係る費用及び維持管理に係る費用の一部を区が助成することにより、公衆喫煙所の整備を推進し、受動喫煙による区民の健康への影響を未然に防止することで、区民の健康増進等を図ることを目的とする。

(2) 助成対象者

- ア 区内の建物又は土地に公衆喫煙所を設置する権限を有する者
- イ 区内の建物又は土地に設置された公衆喫煙所を維持管理する権限を有する者

※国、独立行政法人、地方公共団体を除く

(3) 助成対象とする公衆喫煙所

- ア 屋外公衆喫煙所（ただし、開放型の喫煙所については、公共の場所から一定の距離が取れる場合に限る。）
- イ 屋内公衆喫煙所

(4) 助成対象経費及び助成率等

ア 設置経費

①助成上限額

屋外公衆喫煙所（閉鎖型）、屋内公衆喫煙所：700万円

屋外公衆喫煙所（開放型）：400万円

②助成対象経費

工事費、設備費、備品費、機械装置費等

③助成率

最重点整備地区及び重点整備地区：10/10、その他地区：1/2

④助成回数

公衆喫煙所 1 箇所あたり 1 回

イ 維持管理経費

①助成上限額

月額 10 万円

②助成対象経費

空気清浄機等機器類の保守料、電気代、火災保険料、清掃・ごみ処理委託費、賃料等

③助成率

最重点整備地区及び重点整備地区：10/10、その他地区：1/2

④助成期間

当該助成を開始した月から 5 年まで

(5) その他

本助成金を活用し設置された公衆喫煙所は、区の指定喫煙場所として取り扱うものとする。

(6) 今後の予定

令和 8 年 3 月中旬 区報、ホームページによる周知

4 月 申請受付開始